

令和4年度 神奈川県立座間高等学校不祥事ゼロプログラム

座間高等学校は、不祥事の発生を未然に防ぐことを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

- (1) 不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は校長及び副校長、教頭を補佐し、事務長を補助する。
- (2) 本校生徒、保護者、学校運営協議会、地域の方々の協力も得て、外部と協働して取り組む。

2 目標および行動計画

座間高等学校の全教職員は、不祥事を他人事とせず、不祥事発生ゼロの職場づくりに努める。特に令和4年度は、次の各項目を重点課題として行動計画を確実に実施する。

(1) 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）

ア 目標 各自が公務を離れても公務員としての自覚と高い倫理観に基づいて行動し、公務外非行をゼロにする。

イ 行動計画

- (ア) 朝の打合せ時等で不祥事事例を教職員に伝え、不祥事防止に対する意識を喚起する。
- (イ) 新採用職員等に対する研修及び管理職による全教職員への個別指導を実施する。
- (ウ) 公務外非行防止に関する具体事例に基づく校内研修会等を実施する。

(2) 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標 わいせつ・セクハラ行為のない教育環境をつくる。

イ 行動計画

- (ア) 電子メールやSNS、LINEなどを利用した生徒との連絡は絶対に行わない。
- (イ) わいせつ・セクハラ行為防止の具体策、携帯電話や電子メール不適切な使用の防止及び他者に対する人権に配慮した言動に関する校内研修等継続して行う。
- (ウ) 教科準備室の適切な利用を徹底する。

(3) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

ア 目標 パワハラ、セクハラ、マタハラ行為のない職場環境をつくる。

イ 行動計画

職場内での適切な職務遂行のために、各個人の行動を振り返りヒヤリハット事例などを共有しつつ教職員の人権意識を高め風通しの良い職場環境の醸成に取り組む。

(4) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標 部活動や教科指導等での体罰・不適切指導を未然に防止する。

イ 行動計画

- (ア) 体罰防止に関する研修を行い、体罰によらない指導の理解を深め、教職員の相互チェック体制を整備する。
- (イ) 体罰及び不適切な指導を防止し、生徒の人権を尊重した適切な指導が行えるよう、教員と部活動インストラクター等の外部指導者間の連携との情報共有を図る。（通年）
- (ウ) 適切な部活動指導について、顧問会議や研修会において徹底する。

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る不祥事防止

ア 目標 各グループ等、業務上の不祥事防止に向け業務遂行体制を点検・整備し、不祥事を未然に防止する。

イ 行動計画

- (ア) 入学者選抜制度に対応したわかりやすいマニュアルを作成し、全職員に周知し、各業務の開始前にポイントを整理して確認し、入学者選抜業務における不祥事を防止する。
- (イ) 毎学期末に全職員による成績個票一斉点検を実施し、成績処理における不祥事を未然に防止する。
- (ウ) 3学年団及び担当グループにより調査書等の点検を複数回行うとともに、管理職による確認作業を徹底し、進路関係資料の作成及び取扱いに係る不祥事を防止する。

(6) 業務執行体制の確立（情報共有、相互チェック体制、業務の精選による多忙化の解消・集中力の維持）

ア 目標 各グループ等、業務上の不祥事に向け業務遂行体制を点検・整備する。

イ 行動計画

(ア) 業務執行体制について、企画会議を開催し点検・見直しを行う。

(イ) 校内会議の実施や起案書式の統一化などによる業務の精選により、職員が集中力を維持して業務を遂行できる環境を整え、不祥事を未然に防止する。

(7) 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策

ア 目標 個人情報等の管理に関わる不祥事・不祥事をゼロにする。

イ 行動計画

(ア) 県の情報セキュリティポリシーに基づき、定期的な点検を実施する。

(イ) 生徒、部員などの携帯番号や電子メールアドレス等、個人情報を登録する場合には、生徒および保護者の同意、管理職への事前届出、パスワード設定などの適正管理及び不適切使用防止に関する校内研修を実施する。

(ウ) 持ち出しを避ける業務マネジメントを行い、校外に個人情報等を持ち出す場合の事前許可と直帰及び復命を徹底する。

(エ) 教務手帳をはじめとする重要個人情報については鍵付きロッカーを利用した管理を徹底する。

(8) 交通不祥事防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標 交通法規を遵守し、交通不祥事を未然に防止する。

イ 行動計画

(ア) 新聞・ニュース報道等の身近な事例を共有し、私生活等においても、公務員としての自覚を持って行動する。

(イ) 不祥事防止職員研修で職員全員を対象にした職場研修を実施する。

(9) 会計事務等の適正執行

ア 目標 県費・私費(部活動費を含む)会計の不適正処理をゼロにする。

イ 行動計画

(ア) 私費(部活動費を含む)会計に関する適正な処理についての校内研修を実施する。

(イ) 顧問会議を通じて、部費の徴収・通帳管理・執行・決算報告が適切になされるように、顧問教員にルールの徹底を図る。

(10) 政治的中立性の厳守

ア 目標 教育公務員として、政治的中立性を自覚し、不適切な行動を未然に防止する。

イ 行動計画

県からの通知文や啓発資料、新聞記事等を配付あるいは掲示し、朝の打合せで呼びかけて、未然防止に関する注意喚起を行う。

(11) 若手教職員の育成

ア 目標 若手教職員に対する不祥事防止に関する知識の継承を図り、不祥事防止に対する意識を高める。

イ 行動計画

業務の遂行に当たって、若手職員との情報共有の機会を増やし不祥事防止知識と意識の向上を図る。

3 検証

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、令和4年県立学校重点課題総点検の実施により実態を把握する。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 検証

2に規定する行動計画について、令和5年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定(各目標の修正を含む)が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、令和5年度における座間高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果の公表 ここで策定したプログラム及び検証結果は、学校の公式ホームページで公表する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議が行う。